

**「地域 ICT プラットフォーム構築事業」
アプリケーション構築・運用業務に関する受託事業者の公募について
(プロポーザル説明書)**

「地域 ICT プラットフォーム構築事業」アプリケーション構築・運用業務に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルによる企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の名称

「地域 ICT プラットフォーム構築事業」アプリケーション構築・運用業務

2 委託契約内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(2) 委託金額

10,000,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託内容

別紙 1 仕様書のとおり

3 参加資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。

ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

ウ 引き続き 1 年以上営業を行っていること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入

- 札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（１）～（５）の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、下記の書類を提出すること。ア及びウは原本1部、その他の書類は原本1部及び写し5部の合計6部を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要及び業務実績調書（様式2）
 - 業務実績調書には、過去3年間において本業務と同種又は類似の業務があれば記載すること。
 - 概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等がある場合は併せて提出すること。
- ウ 各種証明書
 - 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている方は(ア)～(カ)は不要
 - (ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
 - ※申請日前3か月以内に発行したもの
 - (イ) 印鑑証明書 ※申請日前3か月以内に発行のもの
 - (ウ) 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）
 - ・所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - ・市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）
 - (エ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式3）
 - (オ) 誓約書（様式4）
 - (カ) 暴力団排除措置に係る誓約書（様式5）
 - (キ) 過去3年の事業年度の決算書類 貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書、親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合）等
 - (ク) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）又はプライ

バシーマークなどによる情報セキュリティに関する資格を有していることを
証明する書類（写しでも可）

エ 見積書（様式 6）及び経費内訳書（様式 7-1、7-2）

※ 委託金額を超過した見積書を提出した事業者については、失格とする。

※ 次年度以降の経費の見積はあくまで事業継続性の評価のための資料であり、
次年度以降の契約価格を拘束するものではない。

オ 企画提案書

企画提案書は様式を任意とし、別紙 2 企画提案書等作成要領を参照して作成す
ること。

カ 企画提案書記載事項確認書（様式 8）

キ 法律やその他の社会規範の遵守（コンプライアンス）体制に係る書類（自由様式）

ク 「地域 ICT プラットフォーム構築事業」アプリケーション構築・運用業務に係る
協定書（様式 9） ※コンソーシアムを結成する場合のみ。

(2) 提出方法

持参又は郵送により、「10 問合せ先及び応募書類提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留に限る。

(3) 提出期限

ア 参加表明書

令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 必着

イ その他書類

令和 8 年 8 月 2 5 日（火） 必着

※ 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除き、各日午前 9 時から午後 5 時までとする。

※ 提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

5 質問及び回答

(1) 質問ができる者

「4 応募手続等」に記載の参加表明書を提出した者に限る。

※コンソーシアムの場合、代表幹事事業者からの質問のみを受け付ける。

(2) 受付方法

質問票（様式 10）を作成のうえ、電子メールにより「10 問合せ先及び応募書類提
出先」へ提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和 8 年 8 月 1 8 日（火）午後 5 時必着

※ 受付期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

(4) 回答方法

すべての質問及び回答については、質問者に関する情報は伏せたうえで、入札・公募

型プロポーザル情報内の文化市民局のホームページにおいて掲載し、個別回答は行わない。

(URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0.html>、令和8年8月21日(金)掲載予定)

(5) その他

電子メールによる質問以外の方法(電話、ファックス等)、また応募状況、審査に関する問合せには、一切応じない。

6 評価方法等

(1) 選定方法

受託候補者の選定にあたっては、応募事業者からの提案内容を別紙3 提案内容評価要領、及び別紙4 提案内容評価表により、審査及び評価する。

審査の結果、全ての提案者の順位を決定し、総合得点が最も高い提案者を受託候補者(第一交渉権者)とする。ただし、評価の合計点の最も高い提案者に係る評価の平均点が60点(満点の60%)を下回る場合は、受託候補者を選定しない。

なお、参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、審査、選定を行う。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

(2) 書面審査

応募者が多数の場合は、企画提案書及び価格について書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う者を選定する場合がある。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、令和8年8月31日(月)に京都市役所において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーションへの参加人数は6名以内とする。

詳細は、別途通知する。

(4) 審査

審査は、以下の審査員が行う。

【審査員】(4名)

文化市民局地域自治推進室長

文化市民局文化市民部文化市民総務課長

文化市民局地域自治推進室コミュニティデザイン課長

右京区役所地域力推進室まちづくり推進課長

7 選定結果の通知

選定結果は書面をもって通知する。(令和8年9月上旬に発送予定)

なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

併せて、京都市ホームページにおいて、参加した事業者及び評価点等を公開する。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

8 契約に関する基本的事項

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について本市と合意に至った場合は、契約を締結する。

なお、契約の締結までに受託候補者が参加資格要件を満たさなくなった場合又はその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者として協議を行う。

また、受託候補者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、京都市との協議により決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

※ なお、本事業は翌年度以降の継続を見込んでいるが、令和9年度以降の業務については、各年度の評価及び予算措置に基づき契約を判断する。

本提案においては、次年度以降の開発及び運用・保守継続を見据えたシミュレーションを含むこととする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、アプリの運用保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、アプリの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

受託事業者選定後、双方協議のうえ、決定する。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 予算に関する特例

本事業は、翌年度以降の継続契約を見込んでいるが、令和9年度以降の業務については、各年度の評価及び予算措置に基づき契約を判断する。仮に、市議会における予算の否決、減額修正、又は次年度予算が編成されない等の事態が生じた場合は、本市は契約内容の変更又は解除を行うことができるものとする。この場合、本市は受託者に対し、契約の変更又は解除に伴い生じた損失について、いかなる賠償責任も負わないものとする。

9 その他

- (1) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとする。
- (2) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (3) 提案書及びその他の書類（以下「提案書等」という。）の作成及び提出等の本プロポーザルに要する費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、サービス提供者の選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある時で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。
- (7) 選定されたサービス提供者の提案書等の内容は特記仕様書として契約時に採用する。
- (8) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
また、必要に応じて提案内容に対して本市から書面・電話等で質問することがある。
- (9) サービス提供者として選定されて以後の辞退は原則として認められない。
- (10) サービス提供者として選定された後に、サービス提供者として相応しくないと本市が判断した場合は、選定を解除することがある。
- (11) 参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。
 - ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
 - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの

10 問合せ先及び応募書類提出先

京都市文化市民局地域自治推進室 コミュニティデザイン担当

担当：林、板東

所在地：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3049

E-Mail：chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp